

平成 23 年度事業報告(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

東日本大震災への対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震と津波による甚大な被害をもたらし、被災地域の人々の生活を一変させた。また、震災後に発生した福島県における原発事故は、避難を余儀なくされた人々はもとより、周辺地域の人々や社会全体に深刻な影響を及ぼした。

発災から 1 年を経ても、34.4 万人を超える人々が避難生活を続けており、他県に避難している人々は約 7.3 万人、県内・県外を含めて避難先の市区町村数は 1,200 を超えている。1 日も早い地域や生活の再建に向けて、産業や社会資源の復興、安全・安心な居住地の確保、応急仮設住宅から恒久住宅への移行等、被災地の実情と被災者のニーズに応じた総合的な施策の推進が必要である。

この大震災は、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等にも甚大な被害をもたらしたが、そのような中でも、被災地の社会福祉関係者は被災した人々の生活支援を続け、地域の復興に尽力してきている。一方、全国各地の社会福祉関係者は、これまで培ってきた全国ネットワークを活かし、応援職員の派遣、義援金の募集・送金、物資の提供等、被災地の福祉活動をさまざまなかたちで継続的に支援してきた。

本会では、大震災発災の翌日に「東日本大震災福祉対策本部」を設置し、関係情報の収集と発信を行うとともに、全国の社会福祉関係者との連携・協力のもとで、被災地社協の災害ボランティアセンターの運営や生活福祉資金貸付等にかかる応援職員の派遣調整、社会福祉法人・福祉施設関係者による福祉施設の被災状況と支援ニーズの把握、生活支援相談員配置に向けた予算確保、義援金の募集・配分といった多面にわたる被災地支援活動に取り組んできた。

また、本会・全国民生委員児童委員連合会では、被災地における社協や民生委員・児童委員等の活動を記録としてとりまとめるなど、今回の大震災における社会福祉関係者の実践と課題を明らかにし、今後の災害対策に活かすための取り組みを進めた。

今後も引き続き全国の社会福祉関係者との連携・協力のもと、被災地における福祉課題に対応し、必要な支援活動を展開していく。

社会保障・社会福祉制度の検討への対応

国における社会保障・社会福祉諸制度の見直しに関しては、平成 24 年 2 月 17 日に、年金・医療・介護に加え、「子ども・子育て支援」、「貧困・格差対策、低所得者対策」について検討が進められるとともに、財源確保の枠組みとして消費税率を段階的引き上げること等を内容とした「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、平成 24 年通常国会への関連法案提出に向けた協議が進められ、3 月 30 日に国会に提出された。

また、地方分権の流れの中で、福祉施設の最低基準の条例委任等を盛り込んだ、いわゆる地域主権改革一括法案が 4 月 28 日に成立し、8 月 26 日には、民生委員法の一部改正を含む第 2 次一括法が成立した。24 年 3 月 9 日には、厚生労働大臣委嘱のもとにある民生委員の定数策定や民生委員推薦会委員の定数・要件等について、都道府県知事や市町村長の裁量に移すといった第 3 次一括法が国会に提出された。

さらに、子ども・子育て新システムに関しては、25 年度からの制度導入をめざし、24 年 3 月 30 日に子ども・子育て支援法案など関連 3 法案が国会に提出され、また、障害者総合支援法案も 3 月 13 日に国会に提出されるなど、社会福祉の各分野における制度見直しに向けた議論が具体化している。

一方、厚生労働省においては、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しを総合的に取り組むための「生活支援戦略」（仮称）の策定に向けた検討が進められている。

これらの動向は、いずれも社会福祉の根幹に関わる重要課題であり、本会として、情報収集と関係者に対する迅速な情報提供に努めるとともに、政策委員会、また種別協議会を中心に、適宜、検討の場を設け、本会組織として、福祉現場への悪影響の排除や福祉サービスの質を維持・発展させるための意見表明や要望書を提出するなど、必要な対応をはかった。

【東日本大震災への対応】

1. 災害ボランティアセンターの設置・運営の支援

- 平成 23 年 3 月から同年 11 月までの間、岩手、宮城、福島の大災害ボランティアセンターの運営支援等、被災地の市区町村社協活動の支援を目的に、全国の社協職員の派遣の調整を行い、延べ約 3.5 万人の職員が被災地での支援活動に従事した。
- 各災害ボランティアセンターでは、平成 24 年 3 月 31 日までにあわせて延べ約 96 万人のボランティアを受け入れ、その活動を支援した。
- また、全国ボランティア・市民活動振興センターでは、今後の防災・減災・被災後の復旧・復興支援の資料として、被災地の災害ボランティアセンターの活動記録をまとめた。

＜参考＞ 岩手・宮城・福島の各県における社協災害ボランティアセンターのボランティアの受け入れ状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

〔岩手県〕 34 万 7,500 人 〔宮城県〕 46 万 6,900 人 〔福島県〕 14 万 8,100 人
(3 県合計) 96 万 2,500 人

2. 被災地の社協に対する支援

- 本会地域福祉推進委員会に設置した被災社協復興支援委員会の委員および本会職員を被災地県社協へ継続的・定期的に派遣し、被災地社協の状況把握、被災県における社協間の情報・課題の共有に向けた仕組みづくり等により、社協活動の復興・推進支援に取り組んだ。
- また、被災地の社協による住民の生活支援に向けた活動を支援するため、生活支援相談員の配置について国等と調整を行い、平成 23 年度第一次補正予算において相談員配置のための予算を確保した。その結果、被災地の県・市町村社協において、532 人の生活支援相談員が採用・配置された。本会は、被災地の県社協が行う生活支援相談員の研修や事例検討会に対し、研修テキストの作成、講師の派遣調整、生活支援相談員の活動記録入力システムの開発・提供等といった運営支援を行った。

3. 生活福祉資金の貸付に係る支援

- 被災者・避難者の当座の生活費のニーズに対応すべく、所得制限を設けない無利子貸付として「緊急小口資金」の特例貸付を全都道府県で実施した。岩手、宮城、福島の 3 県に対しては相談受付等の応援職員の派遣調整を行い、平成 23 年 3 月から 4 月にかけて全国各地の社協から延べ 1,409 人の社協職員が同 3 県における貸付相談業務等に取り組んだ。

＜参考＞ 特例緊急小口貸付決定状況（平成 24 年 3 月 23 日分まで）

- ・全国総計 7 万 643 件 貸付総額 99 億 9,336 万円
- ・岩手・宮城・福島の様況
- 〔岩手県社協〕 貸付件数 3,001 件 貸付金額 4 億 280 万円
- 〔宮城県社協〕 貸付件数 3 万 9,892 件 貸付金額 56 億 8,112 万円
- 〔福島県社協〕 貸付件数 2 万 5,016 件 貸付金額 35 億 4,367 万円

- また、被災世帯の当面の生活に必要な経費等を対象に平成 23 年 5 月に創設された生活復興支援資金貸付に関しては、事業の円滑な実施に向けて、厚生労働省ならびに都道府県社協との協議・調整を行うとともに、同資金の貸付に対応した業務システムを開発し、全都道府県社協に提供した。

＜参考＞ 生活復興支援資金貸付決定状況（平成 24 年 3 月 23 日分まで）

（平成 24 年 3 月 23 日分まで）

- ・全国総計 394 件（347 世帯） 貸付総額 約 2 億 6,900 万円
- ・岩手・宮城・福島の様況
- 〔岩手県社協〕 貸付件数 49 件（45 世帯） 貸付金額約 3,100 万円
- 〔宮城県社協〕 貸付件数 158 件（142 世帯） 貸付金額約 1 億 1,300 万円
- 〔福島県社協〕 貸付件数 27 件（26 世帯） 貸付金額約 1,900 万円

- これらの生活福祉資金の特例貸付等の運営については、相談会場の設置や相談員の配置、全国の社協からの職員派遣等、貸付事務にかかる費用に対する国の補助（補助率 10/10）を確保した。

4. 被災した社会福祉法人・福祉施設等への支援

- 社会福祉施設協議会連絡会として、「社会福祉法人・福祉施設支援本部」を岩手県、宮城県に設置し、全国の福祉施設から派遣された応援職員と全社協職員による約 600 か所の被災地の福祉施設の訪問調査を実施した。また、調査結果をもとに、関係者との連携のもと、被災地の福祉施設への応援職員の派遣や物資の支援、厚生労働省に対する支援対策の要請等を行った。

これら訪問調査活動および支援活動のために全国の社会福祉法人・福祉施設から派遣された職員は、延べ 1,600 名余にのぼった。

あわせて、全国の福祉施設関係者に対し義援金を募集した結果、総額 1 億 5,170 万円余の義援金が寄せられ、岩手、宮城、福島の被災した社会福祉法人・施設に配分した。

- 全国社会福祉施設経営者協議会では、厚生労働省東北厚生局ならびに独立行政法人福祉医療機構との共催により、被災地の社会福祉法人・施設に

に対する国庫補助や福祉貸付等に関する現地説明・個別相談会等を10回開催した。

- 中央福祉人材センターでは、震災により働く場を失った福祉職員等に対して、都道府県福祉人材センター・バンクを通じて被災者用求人情報を提供し、被災3県の福祉人材センターをはじめ、全国のセンターにおいて就職支援を行った。同センターホームページには、被災者用求人情報の特設ページを開設した。

5. 民生委員・児童委員および民児協活動の支援

- 今回の大震災においては、民生委員・児童委員も被災者となっており、死亡56名（行方不明含む）、住宅損壊5,295件、原発からの避難303名を数えている（全国民生委員児童委員連合会調べ、平成24年3月31日現在）。
- このように甚大な被害を受けながらも被災地の民生委員・児童委員がその活動を推進するなか、全国民生委員児童委員連合会として各都道府県・指定都市民児協と連携した被災地民生委員・児童委員への励ましや相談支援活動等を推進した。また、避難者の孤立防止等に関する活動事例を収集・提供し、民生委員・児童委員による支援活動の促進をはかった。
- あわせて「民生委員・児童委員の安否確認・見守り活動および避難・復興期の支援活動のあり方調査研究事業」を実施し、とくに被害が甚大であった被災地沿岸部の民生委員・児童委員の活動内容を時系列で記録化し、活動上の課題とともに報告書としてとりまとめた。
- また、全国民生委員児童委員連合会による義援金募集により総額1億8,712万円余が寄せられ、全民児連としての拠出を加え、あわせて1億9,743万円を被災地の民生委員・児童委員に送金した。

6. 被災地における社会福祉活動の復旧・推進に向けた制度・予算の確保

- 被災地における社会福祉関係者による活動に必要な財源を確保すべく、国に対する予算要望・提言活動を展開し、必要な予算を確保した。

<参考> 平成23年度厚生労働省第三次補正予算における関係予算の概要

- ①生活福祉資金貸付原資及び事務費（社会・援護局）
 - ・「緊急雇用創出基金（住まい対策）」へ積み増し、24年度まで事業延長（165億円）
- ②地域コミュニティ復興支援事業（社会・援護局）
 - ・「社会的包摂・「絆」再生事業」（「ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業」から名称変更）に新たにメニューを追加し、24年度まで事業延長（40億円）
- ③地域支えあい体制づくり事業（老健局）
 - ・仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営に係る事業に加えて、地域生活支援体制づくり事業を追加し24年度まで事業延長（90億円）

7. 福祉関係者による義援金の募集、配分等

(1) 海外からの義援金の受け入れと配分

- 台湾児童・家庭扶助基金会（TFCF）から寄せられた義援金を、被災地の子どもへの心のケアのために、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設に送金した。
- また、韓国、台湾、フィリピン、タイの4か国の4団体および個人から寄せられた義援金を、被災地の福祉施設等に送金した。

(2) 国内からの義援金の受け入れと配分

- JXホールディングス株式会社からの寄付金を受け入れ、児童養護施設に送金した。

(3) 種別協議会等による義援金活動等

- 各種別協議会等において、被災地の福祉施設・事業所および利用者や職員の支援を目的に、義援金の募集・送金、支援物資の提供、応援職員等の派遣を行った。

8. 被災地等の情報把握および各種情報提供等

- 本会ホームページに「東日本大震災被災地支援活動」に関するページを開設し、被災地における災害ボランティアセンターの設置状況やボランティアの募集状況などを掲載し、広く市民に対して被災地支援活動に関する情報を提供した（本ページ開設以降のアクセス数は113万件）。
- 「災害プレスリリース（43号発行）および「東日本大震災福祉対策本部ニュース（39号発行）」、さらには本会発行の月刊誌等により、被災地における社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、老人クラブ等の取り組みを紹介するなど、福祉関係者の被災地支援活動に関する広報活動を行った。
- 被災地におけるボランティア活動を支援すべく、本会が団体保険契約を締結しているボランティア保険の加入手続について特例措置を実施した（平成24年3月末現在加入者数 約203万人）。

【重点事業の実施状況】

I. 社会福祉諸制度の改革への対応

1. 地方分権改革への対応

- 平成 23 年 4 月 28 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進をはかるための関係法律の整備に関する法律」、「国と地方の協議の場に関する法律」（いわゆる地域主権改革一括法）が成立し、福祉施設の最低基準については、すべて国の定める基準をもとに条例化されることとなった。

これを受けて、全国保育協議会をはじめ関係種別協議会は、条例化によって最低基準が低下することがないように、都道府県段階の組織的な活動とも連携した要望活動を行った。

- また、第 2 次一括法（23 年 8 月 26 日成立）ならびに第 3 次一括法（24 年 3 月時点で法案審議中）において、民生委員制度に関して、定数基準・任期、推薦会の委員構成等の見直しが盛り込まれたことを受けて、全国民生委員児童委員連合会は、これらの見直し検討は民生委員の大臣委嘱にかかわる重要課題であり、現行民生委員法の堅持を強く要望する意見を厚生労働大臣ならびに内閣府特命担当大臣宛に提出するなどの取り組みを進めた。

2. 平成 24 年度社会福祉予算・税制に関する要望活動

- 23 年 6 月 30 日、政府・与党社会保障改革検討本部において、社会保障・税一体改革成案が取りまとめられたことを受けて、本会では、国民の生活基盤を支える医療、介護、福祉、少子化対策、雇用、年金、生活保護等の各制度が将来にわたって安定的に運営される必要があり、財源確保等必要な対策を講じられるよう、政策委員会として厚生労働大臣に対して要望を行った。

- また、平成 24 年度の社会福祉予算に向けては、介護職員処遇改善交付金、介護・福祉人材の処遇改善事業助成金、福祉・介護人材マッチング支援事業など、23 年度までの予算措置となっている事業について、24 年度以降の恒久化とさらなる拡充がはかれるよう、厚生労働大臣に対して要望を行った。

これら人材確保に係る予算については、23 年度第四次補正予算において、障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長等が盛り込まれ、24 年度において継続されることとなった。

3. 新たな障害保健福祉制度の検討への対応

- 現行の障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法(仮称)」の制定に向けて、23年9月26日、障がい者制度改革推進会議、同総合福祉部会において「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言―新法の制定を目指して―」がまとめられた。

同部会には、全国社会就労センター協議会ならびに全国身体障害者施設協議会の代表者が構成員として参画し、支給決定プロセスやサービス体系・内容等、各課題に対して意見を表明している。

- 24年3月13日、平成24年通常国会に「障害者総合支援法」として法案が提出され、平成25年4月施行(一部は平成26年4月施行)が予定されている。今後も引き続き、関係種別協議会との連携のもと所要の対応をはかることとしている。

4. 新たな子ども家庭福祉施策の拡充に向けた対応

- 23年7月29日、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」を決定し、25年度施行をめざし、24年3月30日、通常国会に関連法案が提出された。

新システムの検討に際しては、全国保育協議会からは、3つのワーキングチームに委員が参画し、児童福祉、保育現場、利用者の視点から発言を行った。

- また、社会的養護にかかる課題に関しては、23年6月17日に児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令が施行され、従来加算措置されていた職員配置や居室面積等を基準として明記し、義務化された。さらに、民法の一部改正を受けて、社会的養護の施設長の資格要件の明確化と研修の義務化、第三者評価の義務化等を盛り込んだ最低基準等の改正が行われ、施設長の研修実施団体として本会および社会的養護関係施設協議会が指定された(24年2月に第1回目となる研修を実施)。

23年7月1日には、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめるなど、制度見直しに向けた検討が進められており、児童入所施設協議会の連携・協働のもと、必要な対応をはかった。

5. 社会福祉法人・福祉施設に関わる制度見直し検討への対応

- 国の規制・制度改革等を受けて、社会保障審議会介護保険部会において、社会医療法人による特別養護老人ホーム経営を可能とする法改正に向けた検討が進められた。全国経営協では、利用者の安心・安全な暮らしを継続的、安定的に支援には現行制度を堅持すべきとして、厚生労働省等への意

見表明等を行い、社会医療法人の参入は法改正の検討案から削除された。

- また、平成 24 年度介護報酬改定に向けた議論の過程において、特別養護老人ホーム経営を中心とした社会福祉法人の内部留保が過大であるとの指摘を受けて、同協議会が実施した「財務情報調査」の結果に基づいた対論の整理と社会福祉法人経営における財務のあり方に関する検討を進めた。

6. 社会福祉法人の新会計基準移行への対応

- 社会福祉施設ならびに社協における円滑な新会計基準への移行を資するべく、関連図書を刊行するとともに、全国社会福祉施設経営者協議会ならびに地域福祉推進委員会において、モデル経理規程の改定に向けて厚生労働省との協議や都道府県社協等への意見募集を行い、研修会等を通じた普及、理解促進に取り組んだ。

7. 社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の役割、機能等の検討

- 22 年度において取りまとめた『全社協 福祉ビジョン 2011』において、政策委員会構成組織間で申し合わせた「行動方針」に沿った活動を推進すべく、政策委員会内に「新たな福祉課題・生活課題の対応と社会福祉法人の役割に関する検討会」を設置し、社協・福祉施設における制度外のサービス・活動の取り組み事例等をもとに、具体的方策について検討を進めた。

Ⅱ. 低所得者・失業者等への生活支援の強化

1. 生活福祉資金貸付制度の改善と運営管理体制の強化

(1) 生活福祉資金貸付制度の改善、運営向上に向けた取り組みの推進

- 生活福祉資金貸付事業の現状を踏まえ、社協としての事業実施上の具体的な課題等について、厚生労働省との協議、調整を行い、社協からの要望を踏まえ、平成 24 年度において滞納債権にかかる償還指導等にかかる事務費がセーフティネット支援対策等補助金に追加される見通しとなった。

さらに、生活福祉資金貸付事業運営委員会と厚生労働省による「生活福祉資金に関する検討会」を設置し、総合支援資金の債権管理のあり方を中心に具体的検討に着手した。

- また、都道府県社協における貸付債権の管理および償還体制の強化をはかるべく、生活福祉資金貸付事業運営委員会内に作業委員会を設け、とくに総合支援資金にかかる借受世帯や債権の実態等について現状把握と課題整理を進め、都道府県社協に対して情報提供を行った。

(2) 生活福祉資金貸付事業の着実な推進

- 東日本大震災への緊急対応として 23 年度第 1 次補正予算に盛り込まれた貸付事務費については、激甚災害対応に限定することなく、都道府県社協における運営体制の強化のために活用することが可能となった。
- また、貸付事業の着実、円滑な実施に向けて、とくに総合支援資金の債権管理における借受世帯や債権の実態、社協が講じた対応内容について実態把握と課題整理を行うとともに、都道府県社協への情報提供を行った。

総合支援資金等の貸付状況（24 年 3 月時点【速報値】）

・総合支援資金	———	貸付件数	8 万 4,909 件	貸付金額	517 億 3,398 万円
・臨時特例つなぎ資金	—	貸付件数	1 万 5,412 件	貸付金額	14 億 3,736 万円

- 生活福祉資金業務システムに関しては、「生活復興支援資金」の創設に対応したシステムを段階的に開発し、都道府県社協に対して提供し、24 年 1 月までにすべての機能の開発を完了させた（開発経費は全額国庫補助により東北 3 県が負担）。

また、都道府県・市区町村社協の業務効率化と不正借受防止体制の強化の観点から、市区町村社協に設置したシステム端末から県内および他県での申込・借入・償還状況の参照を可能とする「市区町村社協ネットワーク」を導入した（3 道県社協で導入。所要経費は第一次補正予算の対象）。

Ⅲ. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

1. 福祉サービスの質の向上への取り組み

(1) 福祉サービスに係る苦情解決事業の推進

- 都道府県社協の実施する運営適正化委員会事業の課題や取り組み状況等に関する情報交換、相談員の資質向上を目的に、関係者の研修や情報提供を行った。
- 平成 22 年度に都道府県運営適正化委員会に寄せられた苦情の受付ならびに相談件数は、「苦情等」が 2,653 件（前年度比 8.4%増）、「相談等」が 4,078 件（前年度比 2.6%減）、合計で 6,731 件であった。分野別には、障害分野が全体の 42.3%、次いで高齢者分野が 36.0%、児童分野が 6.5%となっている。
- また、全国の運営適正化委員会に寄せられた苦情の中から、福祉施設・事業所が取り組むべき課題を抽出し、『苦情等からみたサービスの質の向上の課題』をとりまとめた。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の推進

- 第三者評価事業の全国的な普及・推進をはかるため、本会では、厚生労働省の通知に基づく「全国段階の推進組織」としての役割を果たすため、評価機関としての都道府県・指定都市社協における事業推進に向けた取り組みを進めた。
- 本年度は、評価基準等委員会・児童部会社会的養護関係分科会を設置し、「社会的養護関係施設版第三者評価基準」を更新するとともに、同高齢者部会を設置し、「高齢者版内容評価基準（特養、通所介護、訪問介護）ガイドライン」の策定を進めた。
- 第三者評価事業の都道府県推進組織は 12 県社協に設置されており、第三者評価機関として認証を受けている県市社協は 36 であった。また、平成 22 年度中の全国での第三者評価の受審件数は、2,985 件であり、累計受審件数は 1 万 5,073 件となった。

2. 権利擁護・虐待防止の取り組みの推進

(1) 総合的な権利擁護システムの確立に向けた取り組み

- 高齢者、障害者、児童等に対する虐待の発生防止と早期発見・対応に向けて、社協において地域の関係者とのネットワークを活かした取り組みを推進すべく、取り組み事例に関する情報提供等を行った。
- とくに、専門職、市民、法人等による後見の取り組みが進められるなか、「成年後見のひろがり」をテーマに「権利擁護・虐待防止セミナー」を開催した（参加者 605 名）。
- また、DV防止法施行から 10 年を迎え、福祉施設やNPO等の実践報告や 1 年間の権利擁護・虐待防止に関する各団体の動向や実践者の活動報告等を掲載した「権利擁護・虐待防止白書 2012」を刊行した。

(2) 児童虐待の防止、早期発見等に向けた取り組み

- 深刻さを増す児童虐待問題に関して、地域における子育て支援機能の強化による虐待防止に向けて、とくにハイリスクな課題を抱える家庭への支援について、先行事例を収集・分析し、今後の取り組みの方向性や枠組み等を検討し、条件整備にかかる課題整理を行った。
- また、関係種別協議会との協働により、各種別固有の課題と共通の課題を整理し、要保護児童、保護者、家庭、里親、施設職員を対象とした相談援助技術・個別援助手法、支援姿勢等を柱とした「ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催した（参加者 275 名）。

(3) 障害者に対する権利擁護・虐待防止の推進

- 障害者虐待防止法の施行（平成 23 年 10 月）に対応して、障害関係種別

協議会および障害関係団体連絡協議会が実施する研修会等において、法の内容や「障害者権利条約」の理念等について、関係者への理解・啓発を進めた。

IV. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

1. 住民の福祉活動の活性化

- 平成 21 年度に策定した「小地域福祉活動活性化アクションプラン」に基づき、市区町村社協における小地域福祉活動の推進強化に取り組んだ。
- また、介護保険制度の見直しによる地域包括ケア体制の推進や地域における孤立等を背景とする生活課題や福祉問題の広がりを踏まえ、社協活動全国会議等において、日常生活圏域での福祉活動の推進や住民と専門職との協働などの取り組み方策について協議するとともに、市区町村社協等への情報提供を行った。

2. 市区町村社協の経営基盤強化支援

- 社協における不祥事の発生等に対応し、社協における運営適正化や事故防止に向けて、各種研修会等を通じて「事務局長の 10 のチェックポイント」の普及、促進をはかった。
- 地域福祉推進委員会において、市区町村社協の会員構成のあり方について検討し、自治会・町内会等の地縁組織との関係を維持しつつ、地域住民等の理解促進をはかるための社協組織のあり方について課題整理を行った。
- また、市区町村社協の介護サービス経営支援のため、地域福祉推進委員会「市区町村社協介護サービス経営研究会」において、57 社協（204 事業）に対する経営診断事業を実施し、経営改善を支援するとともに、把握した経営課題等をもとに制度改善に向けた検討を行った。

3. 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

(1) 民生委員・児童委員の委嘱権限の見直し検討への対応

- 地域主権改革第 2 次一括法ならびに第 3 次一括法において、民生委員・児童委員の研修が都道府県知事による実施に変更され、定数基準や民生委員推薦会の構成員等の見直しといった民生委員法の一部改正が盛り込まれた。
- これを受け、全民児連では、今般の見直しは厚生労働大臣の委嘱による全国一律の制度をなし崩しにするものであり、強く反対する意見書を厚生労働大臣ならびに内閣府特命大臣（地域主権担当）に提出した。

(2) 民生委員・児童委員による支援活動の強化

- 民生委員・児童委員の活動支援に向けた各種研修や情報提供を行うとともに、『民生委員・児童委員必携第 56 集』を刊行し、民生委員・児童委員の活動にとって基礎的な知識や情報を提供し、活動推進の一助となった。

4. ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- 「社協における第 3 次ボランティア・市民活動推進 5 年プラン」の普及促進をはかるとともに、これまでの研究成果等をもとに、社協ボランティア・市民活動センターの事業展開・業務推進手法の基本的なあり方を示すべく、「社協ボラセン ナビ～ボラセンのいいところ、魅力が満載」をとりまとめ、市区町村社協等関係者に配布した。
- 全国的なボランティアの情報交換や活動交流をはかるため、「第 20 回ボランティアフェスティバル TOKYO」を、平成 23 年 11 月 12 日、13 日の両日、東京都において開催した。11 月 12 日の開会式には、秋篠宮同妃両殿下のご臨席のもと、3,847 名の参加者を得た。
- また、社協における福祉教育の展開方策等を検討するため、「社協福祉教育推進検討会」を設置し、「全国福祉教育推進セミナー」の企画を検討するとともに、「福祉教育実践ガイド～地域福祉は福祉教育ではじまり、福祉教育でおわる」を作成し、市区町村社協関係者等に配布した。

5. 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- 東日本大震災における災害ボランティアセンター担当者との情報交換等を 4 回にわたり開催し、運営支援者養成のための課題整理を行った。その成果を踏まえ、「災害ボランティアセンター中核運営支援者会議」を開催し、被災地支援活動の成果と課題を確認し、今後の支援のあり方や人材育成の留意点について協議を行い、課題認識の共有化をはかった。
- 社会福祉施設における災害対策に関して、社会福祉施設協議会連絡会調査研究部会において、とくに大規模災害時における発災直後の支援のあり方や迅速かつ効果的・効率的な活動の進め方、平時からの態勢整備等について、厚生労働省や関係団体などの参画を得ながら検討を進めた。

6. 都道府県・指定都市社協の経営に関する検討

- 平成 21 年度に設置した「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」では、都道府県・指定都市社協の経営に関する課題について検討を進め、作業委員会において、都道府県社協の機能を発揮するための活動方針等を整理し、「都道府県社協の当面の活動方針(素案)」をとりまとめた。また、指定都市社協分科会では、大都市特有の生活課題等を検討し、今後の検討課題を整理した。

V. 福祉・介護サービスを担う人材確保、育成への取り組み

1. 福祉人材の緊急確保に向けた取り組みの推進

- 福祉・介護人材緊急支援事業等に関する都道府県福祉人材センターでの実施状況や課題等を把握するとともに、人材確保に向けた取り組み方針を提示した。
- また、国の時限的な予算措置である「マッチング支援事業」等について、事業継続に向けて厚生労働省に予算要望を行い、平成23年度第4次補正予算案に、1年間の延長措置が盛り込まれた。

2. 福祉人材センターの機能強化

(1) 福祉人材センターの役割の明確化、機能強化方策等の検討

- 福祉人材センターの成果指標・活動指標の考え方を整理するとともに、全国連絡会議やブロック会議において、各センター・バンクとの共有をはかった。
- また、各センターの業務について、成果と事業の関係を明確にするため、業務全般の「見える化」作業を実施するとともに、「福祉人材センター・バンクアクションプラン」における事業の取り組み状況を調査し、全国的な事業実施状況を把握し、事業・業務の見直しに向けた検討を行った。

(2) 都道府県福祉人材センター事業の運営支援

- 都道府県福祉人材センター事業の運営支援に向けて、各種研修ならびに情報提供を行うとともに、求人・求職情報管理を行うための「福祉人材情報システム」(COOL システム)については、サーバ老朽化に伴う更新にあわせて、福祉人材センター業務の効率化等に向けたシステム機能改修等を行い、センター・バンクにおける無料職業紹介業務の推進をはかった。

<参考> 福祉人材センターにおける求人・求職状況(平成23年度速報値)

・新規求人数	18万4,482人(前年度比3万6,943人増)
・新規求職者数	6万5,114人(同2,383人増)
・有効求人数(月平均)	4万1,371人(同8,977人増)
・有効求職者数(月平均)	2万8,000人(同3,395人減)
・紹介人数	2万2,342人(同608人減)
・採用人数	1万312人(同982人増)

- また、求人・求職者向けホームページ「福祉のお仕事」および「福祉のお仕事モバイル」の内容充実をはかるとともに、学生や無資格・未経験者等を対象とした「福祉のお仕事スタート」により、福祉・介護にかかる資格や仕事に関する情報提供を行った。

(3) 福祉・介護の仕事に関するイメージアップの取り組み推進

- 広く行政や関係機関・団体と連携した「福祉人材確保重点実施期間」の中央行事として、平成 23 年 11 月 11 日に宮城県において「『介護の日』フォーラム」を開催し、介護関係者に限らず広く国民に向けて、福祉・介護分野の仕事の魅力や重要性を発信した（参加者 250 名）。
- 福祉・介護分野の仕事に関するイメージアップや理解促進に向けて、高校生やその保護者、教員等を対象に、関係機関の連携による福祉・介護の仕事に対するイメージアップに取り組み、前年度に引き続き、福祉の仕事を紹介するDVD等のツールの普及をはかった。

3. 研修事業充実等による人材育成の推進

(1) 都道府県・指定都市研修実施機関等に対する支援

- 「福祉職員生涯研修」の普及推進のため、都道府県・指定都市における指導講師の養成研修および中央講師の派遣を行うとともに、キャリアパス対応生涯研修課程の内容と標準テキストの作成に向けた検討を進め、都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関代表者連絡会議において、同課程の導入に関する意見交換を行い、全国的な普及に向けた課題整理を行った。

(2) 社協職員の養成・研修の推進

- 社協職員としての業務推進における考え方や行動の指針の共通化をはかるべく、「社協職員行動原則」の周知、普及促進に取り組んだ。
- また、社協の基幹職員や新任職員等を対象とした研修の実施やテキストの作成等、社協職員の専門性向上に向けた取り組みを進めた。

(3) 中央福祉学院研修事業の充実

- 受託研修事業（5 課程 7 コース：受講者合計 1,949 名）、独自研修（11 課程 18 コース；受講者合計 8,633 名）を実施し、福祉サービスを担う職員の知識・技能の向上、資格取得を進めた。

VI. 国際協力、出版事業・広報活動の推進、本会経営管理体制の強化

1. 国際協力および国際社会福祉の連絡調整

- アジア各国の福祉人材の育成をはかるとともに、アジアにおける社会福祉ネットワークの構築を目的に、昭和 59 年から実施している「アジア社会福祉従事者研修」は、23 年度で第 28 期を数え、3 か国から 3 名が本研修を修了し、これにより事業開始以来 8 か国から計 132 名が本研修を修了した。

- また、本研修修了生の自国での福祉活動について、今後一層継続した支援を実施するために、国際社会福祉基金委員会において、種別協議会協議員等に支援会員としての協力を呼びかけ、会費（年額 1 万円）をもって助成財源とする「アジア社会福祉支援『修了生福祉活動支援会員事業』」を昨年度から実施し、本年度は 72 名から計 93 万円の支援金が寄せられた。
- 第 16 回日本・韓国・台湾社会福祉代表者会議を 23 年 10 月 19 日～21 日の 3 日間にわたり、ロフォス湘南で開催した（参加者 75 名）。

2. 出版事業・広報活動の充実、強化

(1) 出版事業の充実、販売促進の強化

- 関係者への最新情報の提供やスキルアップに資するべく、月刊 4 雑誌の企画内容の充実とともに、実務・実践に役立つ参考図書の刊行を通じた現場実践の支援を行った。平成 23 年度においては、新規企画図書 11 点、改訂図書 18 点、行政関係図書 1 点、年度版関係図書 10 点、月刊 4 雑誌および増刊号 53 点および重版図書 28 点を刊行した。

(2) 広報活動の充実・強化

- 本会事業について、広く関係者に発信するために、ホームページ掲載情報の充実をはかった。また、東日本大震災の発生に伴い、被災地支援情報に関する専用ページを設け、災害ボランティアの活動をはじめ、義援金や支援物資の募集にかかる情報、関係行政通知、さらには本会における支援活動報告等を掲載し、随時更新を行った。平成 23 年度の月間平均アクセス数は約 19.2 万件であり、前年比約 61.3%の伸びとなった。
- 報道関係者を対象に、社協、福祉施設の実践を紹介することを目的に、「全社協プレスリリース」を発行、定期配信した。また、24 年 2 月と 3 月の 2 回にわたり、マスコミ懇談会を開催し、「東日本大震災におけるボランティア活動と被災地社協の取り組み」、「社会的養護関係施設における質の向上の取り組み」等について、情報提供、意見交換を行い、社会福祉の今日的な課題について共有化をはかった。

3. ロフォス湘南リニューアル事業の実施

- 3 か年事業である「ロフォス湘南（中央福祉学院）リニューアル事業」は、本年度がその最終年度であり、本年 3 月下旬～5 月にかけて集中工事を実施し、老朽設備の更新とともに、研修棟・宿泊棟の機能向上のための大規模修繕工事を実施した。23 年 5 月 30 日には、地元関係者等を招いた「完成報告会」を開催し、その後、一部の追加工事を実施し、3 年間にわたり約 9.6 億円を投入したリニューアル事業を完了した。

- リニューアル事業によって、受講者の利便性向上と円滑な研修運営がはかられるとともに、省エネルギー、環境配慮に関しては、太陽光発電設備の導入により、電気使用量は前年比約 23.6%減となった。

4. 新霞が関ビルの安定経営

- ビル管理事務所と協力しつつ、定期修繕、設備更新工事の実施等により良質なビル環境の維持に努めた。また、IC カードを利用したセキュリティ・システムの活用とともに、省エネ等の観点から事務所内の照明削減や給湯設備の利用見直しなどを徹底し、節電・CO2 排出削減をはかり、使用電力量では前年度比 14%削減を実現した。

5. 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- 基金の安定運営のため、要支給額に対する定期的な充足率検証、資産運用についての十分な留意とともに、加入団体に対する適宜、適切な情報提供を実施した。
- 世界的な金融不安や株安・円高の進行、大震災の影響等、厳しい経済状況を受けて、大幅なマイナス運用となり、要支給額に対する充足率は 90%を下回る結果となった。そのため、本基金常任委員会、同運営委員会等において財政再建策について検討し、平成 24 年 4 月から給付率の引き下げによる財政再建を実施することを決定した。

6. より適正な業務執行体制の確立

- 引き続き、監査法人による外部監査を実施し、適正な業務管理とその推進体制の整備をはかった。
- また、「内部監査の実施に関する内規」を定め、23 年 12 月から、各部・所における決裁手続きや発注・契約管理状況を中心に、本会会長が指名した内部監査担当者による監査を実施した。
- 社会福祉法人定款準則への準拠を基本としつつ、本会の全国組織としての特性を維持する方向で本会定款変更案を作成し、厚生労働省、東京都との事前協議を経て、24 年 3 月の理事会・評議員会に定款変更案を上程し、承認を得た。その後、厚生労働大臣宛に定款変更申請を行った。